

令和 8 年度岐阜県介護テクノロジー定着支援事業費補助金 Q&A

No.	質問	回答
(補助対象事業所)		
1	補助対象となる事業所はどんな事業所か。	岐阜県内で介護保険法上の指定又は許可を受けている（事業所番号が付与されている）事業所並びに老人福祉法に基づく岐阜県内の養護老人ホーム及び軽費老人ホームが補助対象となります。 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合は補助対象となります。
2	介護保険法に基づく指定又は許可はいつの時点で受けている必要があるか。	交付申請時点で介護保険法に基づく指定又は許可を受けている（事業所番号が付与されている）必要があります。
3	同一敷地・建物内において、異なるサービス種別（例：介護老人福祉施設と短期入所生活介護、介護老人保健施設と短期入所療養介護、通所介護等）が併設されている場合、申請はどのように扱うか。	サービス種別が異なるため、それぞれ別事業所（2事業所）として扱います。指定番号が同一であっても一体としては扱わず、各サービスごとに申請してください。 ※短期入所で使う機器を、特養や老健の申請と一緒に載せることはできません。必ずサービスごとに分けて申請してください。
4	「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない、「有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」と同一建物にある「訪問系サービス（訪問介護・訪問看護等）」で、見守り等の機器を購入し、前述の施設に据え置いて使用することは可能か。 また、「サービス付き高齢者向け住宅」に併設している訪問介護事業所が、入居者に訪問介護を行うにあたり、記録業務を行うために、「サービス付き高齢者向け住宅」にWi-Fi設置を行う費用は対象となるか。	できません。補助対象事業所は「岐阜県内で介護保険法上の指定又は許可を受けている事業所並びに老人福祉法に基づく岐阜県内の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム」と限定しているため、「サービス付き高齢者向け住宅」で機器等を使用、設置を希望する場合は、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていることが必要です。 また、補助対象となる「訪問系サービス」の事業所で機器等を申請する場合は、対象の事業所内で機器等を保管・管理する必要があるため、訪問時に持っていくことができない機器や、指定を受けていない「サービス付き高齢者向け住宅」に据え置く機器や、施設のWi-Fi環境を整備する経費については、補助対象外となります。
(交付申請・契約手続き)		
5	申請は、法人単位、事業所単位のどちらで行えばよいか。	申請は、法人単位で実施してください。 ただし、別紙1, 2は事業所ごとに作成してください。 なお、実績報告についても同様です。 <申請書様式> ・法人単位で記入：申請書鏡（別記第 1 号様式） ・事業所単位で記入：別紙 1, 別紙 2
6	「介護テクノロジー等の導入支援事業」と「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業」を同時に申請することは可能か。	可能です。ただし、1法人あたりの申請上限額は合計で1,000万円です。
7	他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。	できません。国、都道府県その他公的機関が実施する類似の補助金等の公的事业による補助を受けているもの及び受ける予定となっているものについては、本補助金の交付対象外となります。
8	過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」、「岐阜県介護事業所におけるICT導入事業費補助金」、「岐阜県介護テクノロジー定着支援事業費補助金」の交付を受けた場合であっても申請できるか。	申請できます。 なお、予算額を超える申請があった場合、過去に左記補助金の活用実績がない事業所を優先して採択する場合があります。
9	導入する機器の数に制限はあるか。	あります。主な上限は以下のとおりです。 ① 基本ルール 見守り機器：利用定員数までを上限とします。 見守り機器以外（介護業務支援を除く）：合計で利用定員数までを上限とします。 ② 年度あたりの上限 各年度に導入できる台数は、利用定員数の1/5までです。 ③ パッケージ型導入支援（例外） 次の場合は例外になります。 介護業務支援＋見守り機器の組み合わせを導入する場合 → 見守り機器は当該年度で利用定員数まで導入可能です。 ④ その他 インカム・タブレット：必要数を上限とします。 ※必要数とは、原則として職員数の範囲内としてください。予備的な購入は認めていません。 その他の機器等②：台数制限はありません

10	利用定員50人の事業所では、導入上限台数はどのようになるか。	■ 例（利用定員50人の事業所） ① 基本上限 見守り機器：50台（累計） 見守り機器以外：合計50台（累計） ② 年度上限 50 ÷ 5 = 10台／年 ■ 介護テクノロジー等の導入支援事業の場合 見守り機器：9台 移乗支援機器：1台 → <u>合計</u>10台 ■ パッケージ型導入支援事業の場合（③適用） 介護ソフトと一緒に導入する見守り機器：50台（例外でOK） → 年度上限を超えて見守り機器だけ一気に導入可能です。（ただし、上限985万円まで） ※年度上限が10台のところを50台入れているため、見守り機器以外の介護テクノロジー（介護業務支援を除く）は今年度は導入できません。 ■ インカム・タブレット（④） インカム：20台（職員分） → 年度上限10台に関係なく導入可能です。
11	1法人あたりの申請額に上限はあるか。	1法人あたり1,000万円を申請上限とします。
12	交付申請は先着順か。	先着順ではありません。期限までに提出があった事業者を交付対象事業者としますが、補助交付額が予算額を上回る場合は、下記の対応などを行います。 ・見守り機器・インカム・介護ソフトを導入する事業所を優先採択 ・「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」の認定事業者又は取組宣言事業者を優先採択（※募集開始時点） ・過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」又は「岐阜県介護事業所におけるICT導入事業費補助金」、「岐阜県介護テクノロジー定着支援事業費補助金」を利用したことがない事業所を優先採択
13	見積書等で、まとめ値引きがされているがよいか。	全てが補助対象であればそのまま結構ですが、補助対象外の項目が含まれている場合、どこに値引きがかかるか分からず、補助対象経費を求めることが難しくなりますので、どの項目でいくら値引きされるか分かる状態の見積書を作成してもらってください。 なお、見積書だけでなく、契約書や請求書についても同様です。
14	複数の事業所があり、法人でまとめて機器等を購入する場合、申請時に添付する見積書は1つで良いか。	見積書は事業所ごとに作成してもらってください。
15	いつから購入・契約をしてよいのか。	交付決定日から、入札や購入・契約等をしていただいて構いません。 なお、交付決定前に契約・発注したもの及び令和9年2月15日を越えての納品・導入・整備・支払を行ったものは補助対象となりません。
16	契約書を作成していないが、契約の有無が確認できる書類はどうすればよいか。	契約書の代わりとして発注書や、購入の意思を相手方に伝える書類の写しでも提出可能です。なお、発注書等の書類には下記の内容が記載されているか確認してください。 ①発注日、②購入する事業者名、③相手方（機器の代理店など）の名前、④機器名、⑤台数、⑥購入金額（消費税額がわかるようになっており、付属品等がある場合は内訳がわかるもの）
（補助要件）		
17	業務改善計画の作成や取組の実施にあたって、岐阜県介護生産性向上総合相談センターに相談することは必須か。また、どのような相談をした場合に補助要件を満たしたことになるのか。	要綱第5条第3号イに定める通り、本補助金の交付を受ける方は岐阜県介護生産性向上総合相談センター（以下、センター）に機器の選定等について相談してください。特に相談事項がない場合は、センターへの業務改善計画様式（別紙2）の提出をもって、交付要綱第5条第3号イの要件を満たすこととします。（業務改善計画様式（別紙2）はセンターと県に一部ずつ提出してください。）
18	岐阜県介護生産性向上総合相談センターはどこにあるか。	○設置場所 （公財）介護労働安定センター岐阜支部 内（委託業者） 岐阜市金園町1丁目3番地3 クリスタルビル2階 ○開所日時等 月～金（年末年始・祝祭日を除く） 午前9時～午後5時 連絡先は下記のとおりです。 電話番号：058-201-3288 FAX：058-264-6848 メール：Seisansei21@kaigo-center.or.jp ウェブサイト：https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gifu/info/2024/14300

19	「業務改善効果報告」はどのような内容か。	導入年度の内容を導入翌年度から３年間、厚生労働省へ報告していただく必要があります。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、厚生労働省より別途通知がくる予定であり、現時点では未定です。
20	「SECURITY ACTION」について、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合、どのように申し込めばよいか。	事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、「法人」ではなく便宜上「個人事業主」の区分を選択して、以下の２パターンのどちらかで申し込んでください。 ＜パターン１＞ 事業所・施設が所属する法人名を登録しておきたい場合 代表者名（姓）：事業所・施設が所属する法人名 代表者名（名）：事業所・施設の名称 屋号：（記入しない） ＜パターン２＞事業所・施設の代表者名を登録しておきたい場合 代表者名（姓）：事業所・施設の代表者の姓 代表者名（名）：事業所・施設の代表者の名 屋号：事業所・施設の名称
21	補助要件について、「「SECURITY ACTION」対象外の事業所については、同等の対策（一つ星or二つ星）を講じていることを宣言すること」とあるが、詳細な条件を教えてほしい。また、宣言するために必要な手続や留意事項について教えて欲しい。	「SECURITY ACTION」は、中小企業、個人事業主及び中小企業と同等規模の団体等（社会福祉法人、医療法人等も含む）が主な対象となっているため、これらに該当しない企業等については、例外的に、SECURITY ACTIONと同等の対策を講じていることを業務改善計画様式（別紙２）の中で宣言することで、要件を満たすこととします。同等の対策の解釈について、詳細な条件は「SECURITY ACTION」のHPをご覧ください。当該HPの「一つ星を宣言する」「二つ星を宣言する」に条件が記載されています。
22	「ケアプランデータ連携システム」について、「利用を開始すること」となっているが、どのように確認するのか。また、データ連携実績はなくてもよいのか。	実績報告時に、「ケアプランデータ連携システム」ログイン後の受信一覧または送信一覧画面のスクリーンショットを提出いただくことで、利用開始を確認することを想定しております。また、5事業所以上とデータ連携している場合はそのことがわかる書類を提出していただきます。令和８年度はデータ連携実績が必要となります。
23	「科学的介護情報システム（以下LIFE）」の利用申請は必須か。	実績報告時までにはLIFEの利用申請を行っていただく必要があります。データ提供は必須ではありませんが、情報収集への協力が補助要件となっておりますので、積極的にLIFEを利用してデータ提供を行ってください。
（補助対象経費）		
24	法人としてまとめて契約・購入等する場合、各施設の事業費をどのように算出すればよいか。	各事業所の費用を明確に分けられない場合は、総事業費を各事業所に導入する機器の台数などの合理的な基礎で按分した額を１事業所あたりの申請額としてください。 ○タブレットなど分別可能な費用：各事業所に配置する台数分を計上 ○共通経費など分別できない費用：機器の配置台数など合理的な基礎で按分し計上
25	介護テクノロジー等の購入形態による補助をどのように考えるか。	介護テクノロジー等の補助対象経費の考え方は以下のとおりです。 ・使用権の期限がないもの…全額 ・支払いが月額払いのもの…当該年度分（交付決定日から令和9年2月15日まで） ・支払いが年額払いのもの…１年分 ・複数年の使用権契約のもの…当該年度に全額支払った場合は全額補助対象 リース費用やサブスクリプション費用も含め、使用権（ライセンス）が複数年に渡る場合でも、初年度に複数年分費用をまとめて支払った場合は、その費用全体が補助対象となります。 ※いずれも場合も、令和９年２月１５日までに支払いを完了させてください。
26	交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加購入したりしてもよいのか。	交付決定額との差額が生じても、台数を増やしたり、別のものを購入したりすることはできません。
27	製造業者の都合で補助対象期間内に納品できない場合、補助金を受けることはできるのか。	補助対象期間内に納品・支払できない場合は、本補助金を受けることはできません。令和９年２月１５日を過ぎた納品・支払は例外なく補助対象外とします。
28	導入予定の介護テクノロジーで、部品などを定期的に交換しなければならないものがあるが、そのような消耗品は補助対象となるか。	本事業は「介護テクノロジー本体」の導入に対する補助事業であるため、消耗品は補助対象外です。
29	消費税及び地方消費税は補助対象となるか。	補助対象外です。
30	パソコンやタブレット、スマートフォン等の情報端末は補助対象に含めてよいか。また、情報端末の補助額の上限はあるか。	情報端末は、主となる介護テクノロジーと併せて導入する場合に限り補助対象とし、情報端末のみの補助はできません。 なお、主となる機器の基準額の範囲内であれば情報端末独自の補助上限額はありません。
31	タブレット端末を購入する際に、付属品（タッチペン、ケース、画面保護フィルム等）は補助対象となるか。	本体以外の付属品は原則として対象外です。なお、本体と一体不可分のもの（それがないと本体を利用できないもの）については補助対象とします。
（介護テクノロジー等の導入支援事業）		

32	TAIS に介護テクノロジーとして掲載されている機器であっても、それ単体で目的の機能を果たすことができないものは補助対象となるか。	TAIS に介護テクノロジーとして掲載されている機器であっても、それ単体で目的の機能を果たすことができないもの（メインの機器と一体的に使用するものや、メイン機器のオプションとなるもの等）については、単体では補助対象とはなりません。 【考え方の例】 ○見守り機器 カメラやセンサー等のオプション単体が、TAIS に介護テクノロジーとして掲載されている場合でも、これらは単体では見守りの機能が果たすことができないため、単体での導入は補助対象外とします。同一メーカーの見守り機器本体と併せて導入する場合に限り、補助対象とします。
33	TAIS に掲載されているが、介護テクノロジーとして選定されていないものは補助対象となるか。	その他の機器等①は、「TAIS」に掲載されていない機器に限るため、その他の機器等②に該当するものであれば補助対象となります。
34	インカムは令和 7 年度と同じく、「その他の機器等」として申請すればよいか。	令和 7 年度では「その他の機器等」として補助対象でしたが、今年度は「介護テクノロジー等」として補助対象です。 したがって、基準額の範囲内で、インカムの導入に伴って必要な付帯経費も補助対象となります。 パターン① TAISにおいて、「介護テクノロジー（介護業務支援）」として掲載されているインカム →「別表区分欄 1 (1)に該当」 パターン② パターン①と機能等が同水準と県が判断したインカム →「別表区分欄 1 (3)①に該当」 パターン③ パターン①②に該当するインカムと連動することで効果が高まると判断できる「介護ソフト」を導入 →「別表区分欄 2 に該当」
35	インカムの補助基準額は1機器あたりの上限額か。	ご認識の通りです。
36	防犯（監視）カメラは補助対象になるか。	一般的な防犯（監視）カメラは見守り機器の定義に該当しないため、補助対象外です。
37	ナースコールは補助対象になるか。	TAISに介護テクノロジーとして掲載されているものは対象となります。
38	介護ソフトの基準額について、「職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約」とは具体的にどのようなケースを想定しているか。	介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス料が変動する場合を想定しています。 介護ソフトを使用するアカウント数によってライセンス料が変動する場合、アカウント数が増えるほど、料金が増えることが一般的なため、職員数によって基準額を設定しています。
39	介護ソフト・バックオフィスソフトの価格が職員数では変わらないが、使用するPC やタブレットの台数によって値段が変わる場合、職員数に応じて変動する補助基準額で考えるか、一律 250 万円で考えるか。	職員数に応じて変動する補助基準額で考えてください。
40	介護ソフトやバックオフィスソフトの補助基準額の職員数とは、どこまでの職員を対象とするのか。また、確認書類として何を提出すればよいか。	常勤換算の数値をいれた「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出して下さい。 また、ＩＣＴの活用が見込まれる管理者や、生活相談員、リハビリ職員、事務員等（非常勤含む。）は常勤換算の職員数に含めて差し支えありません。
41	一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる場合は対象となるか。	1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により一気通貫になるのであれば補助対象とします。既に導入している介護ソフトとの連携により一気通貫の要件を満たす場合は、既に導入している介護ソフトのカタログを交付申請時に添付書類として提出してください。
42	介護ソフトの改修に要する費用は補助対象となるか。	以下に対応するための改修に要する費用については補助対象となります。 ・「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ・「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ・「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ・厚生労働省が別途定める予定の方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ・「LIFE標準仕様」に対応するための改修
43	介護ソフトのライセンス追加は補助対象となるか。	介護ソフトのライセンス追加は補助対象となります。 なお、区分については次のとおり取り扱います。 ライセンス追加のみを行う場合：別表区分欄 1 (3)② 介護ソフトの新規導入とあわせてライセンスを追加する場合：別表区分欄 1 (1)又は 1 (3)① タブレット用記録ソフト等を新規導入し、あわせて既存の介護ソフトのライセンスを追加する場合：別表区分欄 1 (1)又は 1 (3)①
44	介護ソフトのライセンスの追加と併せてタブレット端末等を申請できるか。	介護ソフトのライセンスの追加のみを申請する場合は、できません。ライセンスの追加はその他の機器等に該当するため付帯経費は対象とならず、タブレット端末等の費用は対象となりません。介護ソフトの新規導入とあわせてライセンスを追加する場合はできます。

45	介護ソフトの定着促進支援は、介護ソフトを導入しない場合は補助することができないか。	ご認識の通りです。
46	介護ソフトの定着促進支援とはどういうものか。	介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等を対象とします。 例は以下のとおりです。 介護ソフトと一体的に使用するための情報端末（P C、タブレット端末（リース費用含む）） 介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） 介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等 上記の例に該当するものを導入する場合は、補助基準額に15万円が加算されます。
（介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業）		
47	パッケージ型導入支援事業の対象はどういうものか。	パッケージ型導入支援事業の対象は以下の3つの組み合わせに限ります。 1. 「介護業務支援」に該当する機器、「見守り・コミュニケーション」に該当する機器を同時に導入する場合 2. 「介護業務支援」に該当する2種類以上の機器を導入する場合 3. 介護ソフトとインカムを導入する場合 上記の組み合わせであっても、それぞれ単体で活用する場合と比べて、組み合わせること で効果が高まる（相乗効果が出る）場合のみ認めます。
48	過去に導入した介護ソフトと連動する見守り機器はパッケージ型導入支援の補助対象となるか。	なりません。パッケージ型導入支援は該当する複数の機器を必ず「同時」に導入する必要があります。
（導入支援と一体的に行う業務改善支援）		
49	「導入支援と一体的に行う業務改善支援事業」を受けることは必須か。また、どのような支援を受けた場合、補助要件を満たしたことになるのか。	要綱第5条第3号キに定めるとおり、本補助金の交付を受けるには、当支援を受けることが必須要件となっていますが、有償の支援であるか、無償の支援であるかは問いません。 コンサルティング会社等による業務改善支援のほか、介護生産性向上総合相談センター主催の研修等でも要件を満たします。 県主催の無償の研修は下記のとおりです。 【研修】 ・岐阜県介護生産性向上総合相談センター主催の生産性向上研修会（R8.6.19（金）、R8.9.30（水）、R8.12.8（火）） この研修を受講する場合でも、第5条第3号イに定めるとおり、岐阜県介護生産性向上総合相談センターに相談をしてください。（Q17参照） なお、上記研修以外の支援を受ける場合は内容を確認し、要件達成について個別に判断します。また、有償の支援の場合、費用について補助対象とすることができませんが、交付決定前に受けた場合の費用は補助対象とならないこと、申請状況等により採択されない場合があること、業務改善支援事業のみでは申請できないことにご注意願います。
50	導入支援と一体的に行う業務改善支援について、研修を受講する時期はいつでもよいのか。	研修は当該年度に受講・実施することとし、介護テクノロジーの業務改善等について十分に理解した上で介護テクノロジーを導入することができるよう、原則として介護テクノロジー等の導入前に受講するようにしてください。したがって、これから県主催研修を受講する場合は、原則として令和8年9月30日開催の研修を受講してください。 過年度に全く同内容の研修を受講している場合には、他の担当者が受講すること等を想定しています。
51	導入支援と一体的に行う業務改善支援に係る経費についてのみ申請してよいのか。	介護テクノロジー等を導入する場合のみ補助対象となります。業務改善支援のみの申請はできません。